

介護サービス事業者の 指定事務等の見直しについて

平成18年8月1日
厚生労働省老健局振興課

事業者指定事務等の見直しのポイント

1. 指定の欠格事由、指定の取消要件の追加

指定の欠格事由に、申請者又は法人役員（施設長含む）が以下のような事項に該当する場合を追加（更新時も同様）

- ①指定取消から5年を経過しない者であるとき（指定取消手続中に自ら廃止した者を含む）
- ②禁錮以上の刑を受けて、その執行を終わるまでの者であるとき
- ③介護保険法その他保健医療福祉に関する法律により罰金刑等を受けて、その執行を終わるまでの者であるとき
- ④5年以内に介護保険サービスに関し不正又は著しく不適當な行為をした者であるとき

2. 指定の更新制の導入

- ・事業者の指定の効力に有効期間（6年）を設ける。
- ・更新時に、基準への適合状況や改善命令を受けた履歴等を確認するので、基準に従って適正な事業の運営をすることができないと認められるときは、指定の更新を拒否できる。

3. 勧告、命令等の追加

- ・都道府県、市町村（地域密着型サービス）が、より実態に即した指導監督や処分を行うことができるよう、事業者に対する、①業務改善勧告（従わない場合には公表できる）、②業務改善命令、③指定の効力の停止、の権限を追加する。

指定の欠格事由、 指定の取消要件の追加

○指定の欠格事由、指定の取消要件の追加

○指定の欠格事由に、申請者・開設者(又は法人役員等)が次のような事項に該当する場合を追加

- ①禁錮以上の刑を受けて、その執行を終わるまでの者であるとき
- ②介護保険法その他保健医療福祉に関する法律により罰金刑を受けて、その執行を終わるまでの者であるとき
- ③指定取消から5年を経過しない者であるとき
- ④指定取消処分の通知日から処分の日等までの間に事業廃止の届出を行い、その届出日から5年を経過しない者であるとき
- ⑤5年以内に介護保険サービスに関し不正又は著しく不適當な行為をした者であるとき

○指定の取消要件に、申請者・開設者(又は法人役員等)が次のような事項に該当する場合を追加

- ①申請者等が禁錮以上の刑を受け、又は介護保険法その他保健医療福祉に関する法律により罰金刑を受けて、その執行を終わるまでの者であるとき
- ②要介護者・要支援者の人格を尊重するとともに、介護保険法又はそれに基づく命令を遵守し、要介護者・要支援者のため忠実にその職務を遂行しなければならないとの規定に違反したとき
- ③介護保険法その他保健医療福祉に関する法律又はそれらに基づく命令・処分に違反したとき
- ④事業者が、介護保険サービスに関し不正又は著しく不適當な行為をしたとき
- ⑤法人役員等のなかに、指定の取消・効力停止前5年以内に介護保険サービスに関し不正又は著しく不適當な行為をした者がいるとき

【経過措置】

施行日前にした行為によりこれらの規定に規定する刑に処せられた者若しくは処分を受けた者又は施行日前にこれらの規定に規定する行為を行った者については、**適用しない**。

○役員等の範囲

事業者の指定・更新・取消等における欠格事由・取消事由（過去5年間で指定取消等を受けた者であるとき）での役員等の範囲はどこまでか？

① 法人でない病院等の場合 → 管理者

（医療法及び薬事法で規定）

② 法人である場合 → 役員等（A＋B）

A. 役員

イ 業務を執行する社員・取締役・執行役又はこれらに準ずる者

ロ 相談役、顧問等の名称を有するかどうかは問わず、イに掲げる者と同等以上の支配力を法人に対し有するものと認められる者

B. その事業所を管理する者その他の政令で定める使用人

・ 事業所の管理者（基準省令等で規定される管理者と同じ）

イ 業務を執行する社員・取締役・執行役又はこれらに準ずる者

○ 具体例

- ・ 合名会社、合資会社、合同会社
→ 会社法で規定される社員
- ・ 株式会社
→ 会社法で規定される取締役等
- ・ 社会福祉法人
→ 社会福祉法で規定される役員
- ・ 医療法人
→ 医療法に規定される役員

など

- 相談役、顧問等の名称を有するかどうかは問わず、イに掲げる者と同等以上の支配力を法人に対し有するものと認められる者**

・ 相談役、顧問等といった実質上法人の経営に支配力を有する者が想定されるが、法人の経営に対しどの程度支配力を有しているかは、都道府県等において個別の事例に応じて適切に判断することとする。

(参 考 条 文 ①)

○介護保険法（平成9年法律第123号）

（指定居宅サービス事業者の指定）

第七十条 第四十一条第一項本文の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、居宅サービス事業を行う者の申請により、居宅サービスの種類及び当該居宅サービスの種類に係る居宅サービス事業を行う事業所（以下この節において単に「事業所」という。）ごとに行う。

2 都道府県知事は、前項の申請があった場合において、第一号から第三号まで、第五号から第七号まで、第九号又は第十号（病院等により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請にあっては、第二号から第十一号まで）のいずれかに該当するときは、第四十一条第一項本文の指定をしてはならない。

一 申請者が法人でないとき。

二 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第七十四条第一項の厚生労働省令で定める基準及び同項の厚生労働省令で定める員数を満たしていないとき。

三 申請者が、第七十四条第二項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な居宅サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。

四 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

六 申請者が、第七十七条第一項又は第百十五条の二十九第六項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者を含む、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第五節において同じ。）又はその事業所を管理する者その他の政令で定める使用人（以下「役員等」という。）であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む、当該指定を取り消された者が法人でない病院等である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該病院等の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。

七 申請者が、第七十七条第一項又は第百十五条の二十九第六項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第七十五条の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

(参 考 条 文 ②)

- 八 前号に規定する期間内に第七十五条の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない病院等（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 九 申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 十 申請者が、法人で、その役員等のうちに第四号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- 十一 申請者が、法人でない病院等で、その管理者が第四号から第九号までのいずれかに該当する者であるとき。
- 3 都道府県知事は、介護専用型特定施設入居者生活介護（介護専用型特定施設に入居している要介護者について行われる特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）につき第一項の申請があった場合において、当該申請に係る事業所の所在地を含む区域（第一百八条第二項第一号の規定により当該都道府県が定める区域とする。）における介護専用型特定施設入居者生活介護の利用定員の総数及び地域密着型特定施設入居者生活介護の利用定員の総数の合計数が、同条第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県介護保険事業支援計画において定めるその区域の介護専用型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数及び地域密着型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数の合計数に既に達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によってこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県介護保険事業支援計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第四十一条第一項本文の指定をしないことができる。
- 4 都道府県知事は、混合型特定施設入居者生活介護（介護専用型特定施設以外の特定施設に入居している要介護者について行われる特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）につき第一項の申請があった場合において、当該申請に係る事業所の所在地を含む区域（第一百八条第二項第一号の規定により当該都道府県が定める区域とする。）における混合型特定施設入居者生活介護の推定利用定員（厚生労働省令で定めるところにより算定した定員をいう。）の総数が、同条第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県介護保険事業支援計画において定めるその区域の混合型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によってこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県介護保険事業支援計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第四十一条第一項本文の指定をしないことができる。
- 5 都道府県知事は、第四十一条第一項本文の指定（特定施設入居者生活介護その他の厚生労働省令で定める居宅サービスに係るものに限る。）をしようとするときは、関係市町村長に対し、厚生労働省令で定める事項を通知し、相当の期間を指定して、当該関係市町村の第一百七十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画との調整を図る見地からの意見を求めなければならない。

(参 考 条 文 ③)

(指定の取消し等)

第七十七条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定居宅サービス事業者に係る第四十一条第一項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

- 一 指定居宅サービス事業者が、第七十条第二項第四号、第五号、第十号又は第十一号のいずれかに該当するに至ったとき。
 - 二 指定居宅サービス事業者が、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第七十四条第一項の厚生労働省令で定める基準又は同項の厚生労働省令で定める員数を満たすことができなくなったとき。
 - 三 指定居宅サービス事業者が、第七十四条第二項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定居宅サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。
 - 四 指定居宅サービス事業者が、第七十四条第四項に規定する義務に違反したと認められるとき。
 - 五 居宅介護サービス費の請求に関し不正があったとき。
 - 六 指定居宅サービス事業者が、第七十六条第一項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - 七 指定居宅サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、第七十六条第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定居宅サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
 - 八 指定居宅サービス事業者が、不正の手段により第四十一条第一項本文の指定を受けたとき。
 - 九 前各号に掲げる場合のほか、指定居宅サービス事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
 - 十 前各号に掲げる場合のほか、指定居宅サービス事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
 - 十一 指定居宅サービス事業者が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。
 - 十二 指定居宅サービス事業者が法人でない病院等である場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 2 市町村は、保険給付に係る指定居宅サービスを行った指定居宅サービス事業者について、前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定に係る事業所の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

○**介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成18年政令第154号）・附 則**

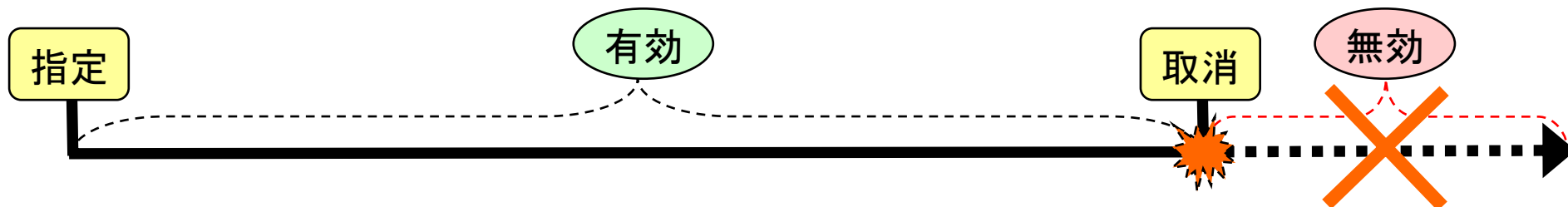
（指定又は許可等の要件に関する経過措置）

第八条 新法第七十条第二項第四号から第十一号まで（新法第七十条の二第四項（新法第七十八条の十一、第一百五條の十、第一百五條の十九及び第一百五條の二十八において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第七十七条第一項第一号若しくは第九号から第十二号まで、第七十八条の二第四項第五号から第九号まで若しくは第五項第一号から第三号まで、第七十八条の九第一号、第二号若しくは第十二号から第十四号まで、第七十九条第二項第四号から第八号まで（新法第七十九条の二第四項において準用する場合を含む。）、第八十四条第一項第一号若しくは第十号から第十二号まで、第八十六条第二項第三号から第七号まで（新法第八十六条の二第四項において準用する場合を含む。）、第九十二条第一項第一号若しくは第十号から第十二号まで、第九十四条第三項第四号から第十一号まで（新法第九十四条の二第四項において準用する場合を含む。）、第百四条第一項第二号若しくは第九号から第十二号まで、第百七条第三項第三号から第十号まで（新法第百七条の二第四項において準用する場合を含む。）、第百十四条第一項第一号若しくは第十号から第十三号まで、第一百五條の二第二項第四号から第十一号まで、第一百五條の八第一項第一号若しくは第九号から第十二号まで、第一百五條の十一第二項第五号から第九号まで若しくは第三項各号、第一百五條の十七第一号、第二号若しくは第十一号から第十三号まで、第一百五條の二十第二項第四号から第八号まで又は第一百五條の二十六第一号若しくは第九号から第十一号までの規定は、施行日前にした行為によりこれらの規定に規定する刑に処せられた者若しくは処分を受けた者又は施行日前にこれらの規定に規定する行為を行った者については、適用しない。

指定の更新制の導入

○介護サービス事業者の指定の更新について

改正前 一度、指定を受けたら、指定取消されるまで指定は有効

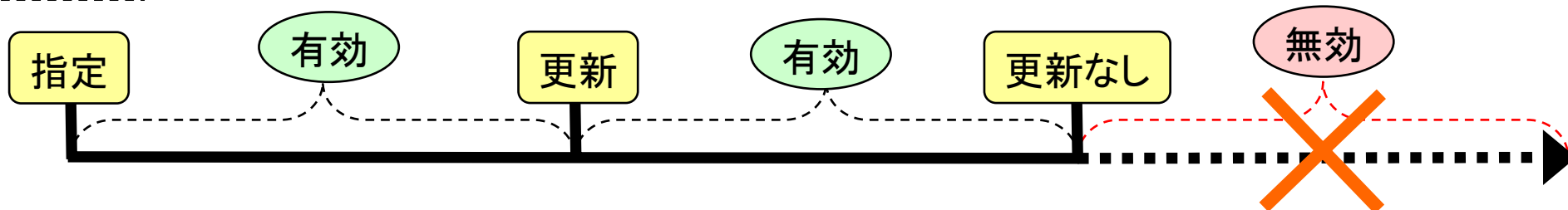


介護サービスの質を担保するために、介護サービス事業者が、指定基準等を遵守して適切なサービス提供を行うことができるかを、定期的にチェックする必要がある。

指定の更新制の導入

※みなし指定の事業者は除く。

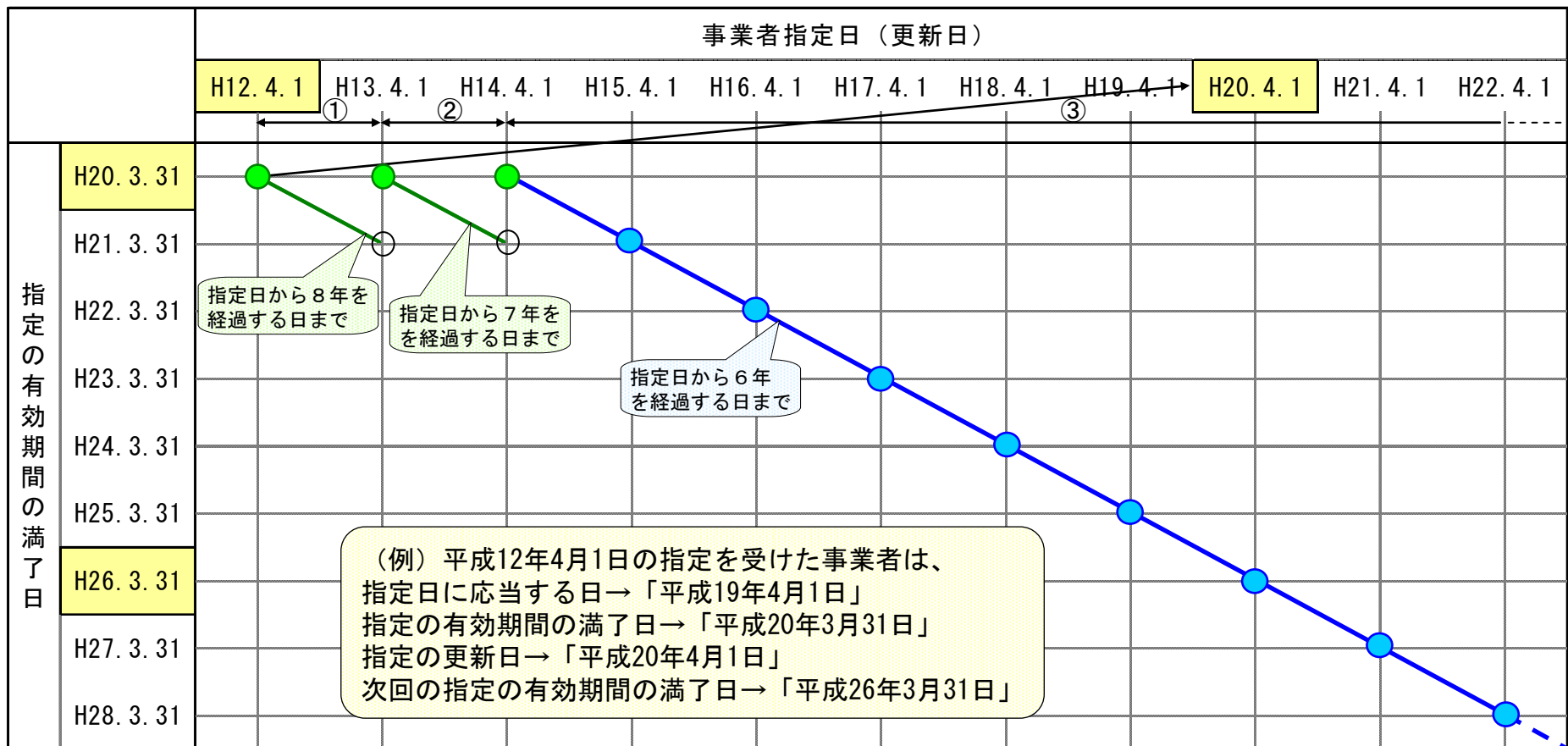
改正後 一定期間（6年）毎に、指定の更新を受けなければ、指定の効力を失う



※事業者が指定の更新の申請をした場合において、指定の有効期間の満了日までに、当該申請に対する処分がされないときは、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでは、従前の指定が有効とされる。

○介護サービス事業者の指定の有効期間について

区分	①	②	③
事業者指定日（更新日）	平成12年4月1日 ～平成13年3月31日	平成13年4月1日 ～平成14年4月1日	平成14年4月2日～
指定日に相当する日	平成19年4月1日 ～平成20年3月31日	平成19年4月1日 ～平成20年3月31日	
指定の有効期間の満了日	平成20年3月31日 ～平成21年3月30日	平成20年3月31日 ～平成21年3月30日	平成20年4月1日～



(参 考 条 文 ⑤)

○介護保険法（平成9年法律第123号）

（指定の更新）

- 第七十条の二 第四十一条第一項本文の指定は、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- 2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この条において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
- 4 前条の規定は、第一項の指定の更新について準用する。

○介護保険法等の一部を改正する法律（平成17年法律第77号）・附 則

第十条 この法律の施行の際現に旧介護保険法第四十一条第一項本文若しくは介護保険法第四十六条第一項若しくは第四十八条第一項第一号若しくは第三号の指定又は同法第九十四条第一項の許可を受けている指定居宅サービス事業者（次項の規定により新介護保険法第四十二条の二第一項本文の指定を受けたものとみなされた者を除く。）、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設の開設者（第三項の規定により新介護保険法第四十二条の二第一項本文の指定を受けたものとみなされた者を除く。）若しくは指定介護療養型医療施設の開設者又は介護老人保健施設の開設者（以下この項において「指定居宅サービス事業者等」という。）は、施行日に、新介護保険法第四十一条第一項本文若しくは介護保険法第四十六条第一項若しくは第四十八条第一項第一号若しくは第三号の指定又は同法第九十四条第一項の許可を受けたものとみなす。ただし、当該指定居宅サービス事業者等が施行日の前日までに、厚生労働省令で定めるところにより別段の申出をしたときは、この限りでない。

2・3 （略）

○介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成18年政令第154号）・附 則

（指定又は許可の有効期間の経過措置）

第七条 平成十七年改正法附則第十条又は附則第三条若しくは第五条の規定により新法第四十一条第一項本文、第四十二条の二第一項本文、介護保険法（以下「法」という。）第四十六条第一項、第四十八条第一項第一号若しくは第三号若しくは新法第五十四条の二第一項本文の指定又は法第九十四条第一項の許可を受けたものとみなされた者の当該指定又は許可に係る施行日後の最初の更新については、新法第七十条の二第一項（新法第七十八条の十一、第一百五十五条の十、第一百五十五条の十九及び第一百五十五条の二十八において準用する場合を含む。）、第七十九条の二第一項、第八十六条の二第一項、第九十四条の二第一項及び第一百七条の二第一項中「六年ごと」とあるのは、「介護保険法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第七十七号）第三条の規定による改正前の介護保険法第四十一条第一項本文、第四十六条第一項若しくは第四十八条第一項第一号若しくは第三号の指定又は第九十四条第一項の許可を受けた日から六年（平成十四年四月一日以前に当該指定又は許可を受けた者については、平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間において、当該指定又は許可を受けた日に応ずる日から一年）を経過する日まで」とする。

勸告・命令等の権限の追加

○勸告・命令等の権限の追加

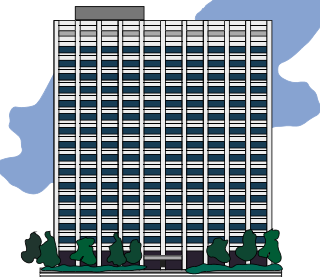
改正前においては、不正を行う指定サービス事業者に対する強制力のある行政処分の方法としては、「指定の取消」しか手段が限られていたため、実態に即した指導監督や行政処分ができないことがあった。

より実態に即した指導監督や行政処分ができるよう、指定の取消に加えて、指導監督の仕組みを新たに規定した。

- ①指定サービス事業者が、指定基準に定める従業者の員数を満たしておらず、又は設備及び運営に関する基準に従って適正な運営をしていないと認めるときは、当該指定サービス事業者に対し、期限を定めて、基準を遵守すべきことを勧告することができる。【勸告】
 - ②指定サービス事業者が期限内に勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。【公表】
 - ③勧告を受けた指定サービス事業者が、正当な理由がなく勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定サービス事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命じることができる。【命令】
 - ④③の命令をした場合には、利用者の適切なサービス選択の機会を確保するため、その旨を公示しなければならない。【公示】
- ※市町村（保険者）は、設備及び運営に関する基準に従って適正な運営をしていないと認めるときは、その旨を事業所の所在地の都道府県に通知しなければならない。（その他の内容についても、市町村（保険者）は都道府県に情報提供することは可能）【通知】

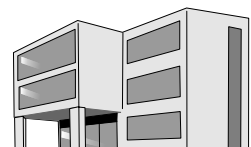
都道府県（指定権者）

地域密着型サービスの場合には市町村



情報提供

※通知



市町村（保険者）

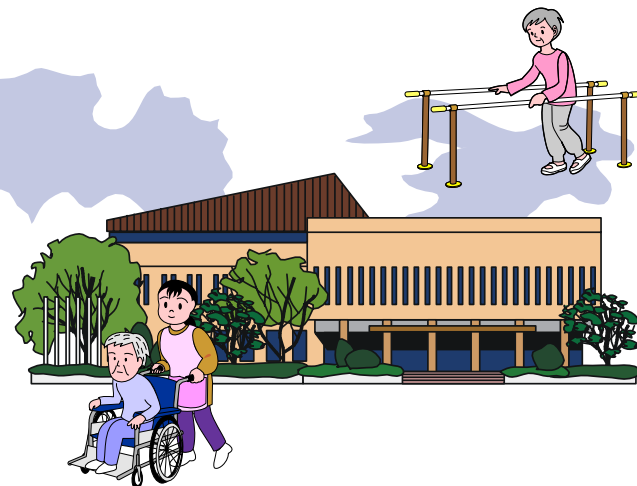
介護保険法に基づく指定関係

指定の取消・指定の効力の停止

①勸告(②公表)・③命令・④公示

介護保険法に基づく保険給付(注)

介護サービス事業所・施設



(注) 法定代理受領の要件を満たす場合に限る。

○介護保険法（平成9年法律第123号）

（勧告、命令等）

第七十六条の二 都道府県知事は、指定居宅サービス事業者が、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能若しくは人員について第七十四条第一項の厚生労働省令で定める基準若しくは同項の厚生労働省令で定める員数を満たしておらず、又は同条第二項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定居宅サービスの事業の運営をしていないと認めるときは、当該指定居宅サービス事業者に対し、期限を定めて、同条第一項の厚生労働省令で定める基準を遵守し、若しくは同項の厚生労働省令で定める員数の従業者を有し、又は同条第二項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準を遵守すべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定居宅サービス事業者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた指定居宅サービス事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該指定居宅サービス事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

5 市町村は、保険給付に係る指定居宅サービスを行った指定居宅サービス事業者について、第七十四条第二項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定居宅サービスの事業の運営をしていないと認めるときは、その旨を当該指定に係る事業所の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

市町村における介護サービス 事業所・施設への立入権限の付与

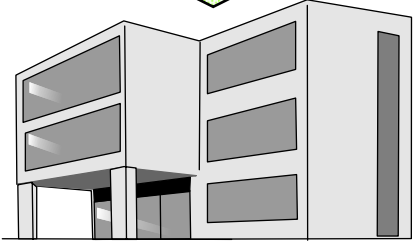
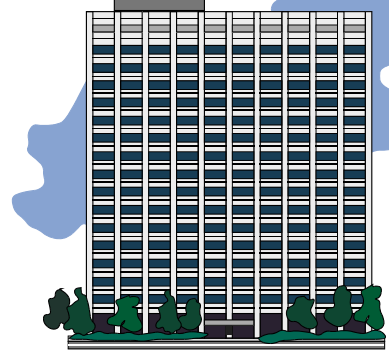
○市町村における介護サービス事業所・施設への立入権限の付与

改正前においては、市町村（保険者）は介護サービス事業者に対して「立入」等の権限がなかったため、保険給付の内容等を十分にチェックできないことがあった。

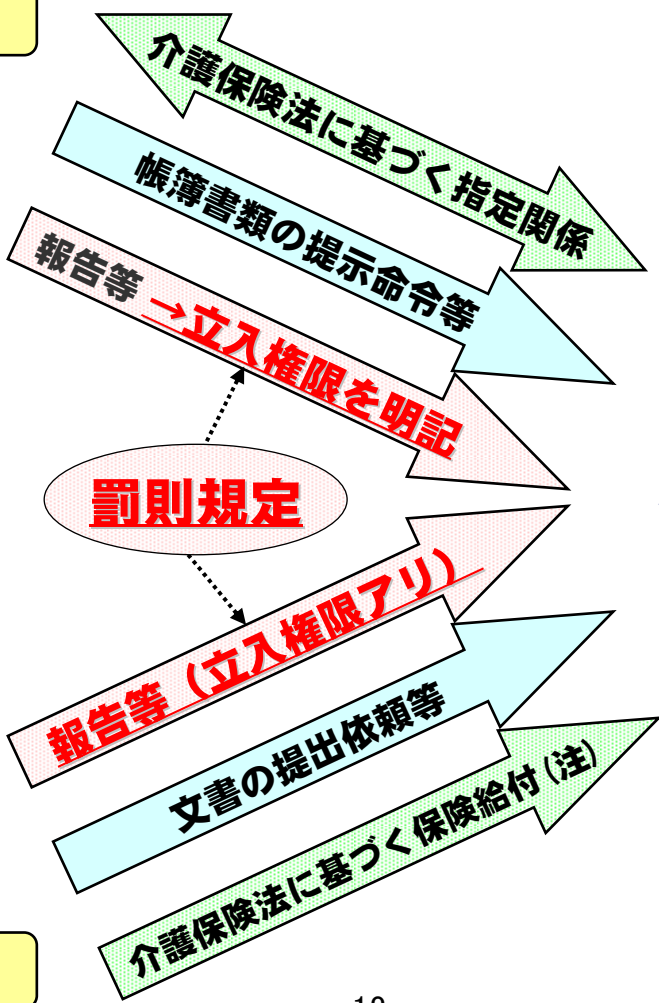
指定サービス事業者関係について、都道府県が事業者等への立入権限を有することを明記し、市町村（保険者）に都道府県と同等の権限を与えるとともに、指定サービス事業者関係以外については市町村（保険者）に立入権限を与えた。また、立ち入り等の拒否に対する罰則を設けた。

都道府県（指定権者）

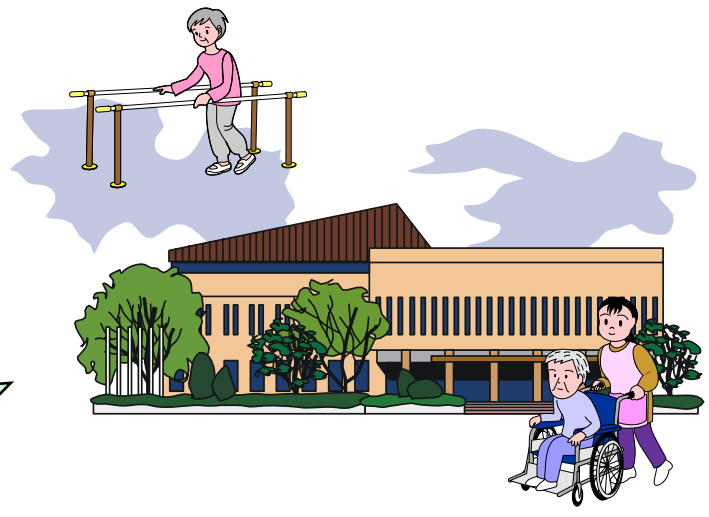
※地域密着型サービスの場合には市町村



市町村（保険者）



介護サービス事業所・施設



(注) 法定代理受領の要件を満たす場合に限る。

○介護保険法（平成9年法律第123号）

（文書の提出等）

第二十三条 市町村は、保険給付に関して必要があると認めるときは、当該保険給付を受ける者若しくは当該保険給付に係る居宅サービス等（居宅サービス（これに相当するサービスを含む。））、地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。））、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。））、施設サービス、介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。））、地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。））若しくは介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）をいう。以下同じ。）を担当する者若しくは保険給付に係る第四十五条第一項に規定する住宅改修を行う者又はこれらの者であった者（第二十四条の二第一項第一号において「照会等対象者」という。）に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、若しくは依頼し、又は当該職員に質問若しくは照会をさせることができる。

（報告等）

第七十六条 都道府県知事又は市町村長は、居宅介護サービス費の支給に関して必要があると認めるときは、指定居宅サービス事業者若しくは指定居宅サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下この項において「指定居宅サービス事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定居宅サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定居宅サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定居宅サービス事業者の当該指定に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第二十四条第三項の規定は、前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は、前項の規定による権限について準用する。

第二百九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第九十五条の規定に違反したとき。

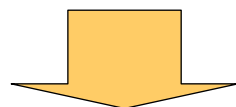
二 第四十二条第三項、第四十二条の三第三項、第四十五条第八項、第四十七条第三項、第四十九条第三項、第五十四条第三項、第五十四条の三第三項、第五十七条第八項、第五十九条第三項、第七十六条第一項、第七十八条の六第一項、第八十三条第一項、第九十条第一項、第百条第一項、第百十二条第一項、第百十五条の六第一項、第百十五条の十五第一項又は第百十五条の二十四第一項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三 第百五条において準用する医療法第八条の二第二項及び第九条の規定に違反したとき。

指定 (効力) の停止の権限の追加

○介護サービス事業者指定の効力の停止について ①

改正前においては、指定サービス事業者については「指定の取消」という方法でしか、その効力を失わせることはできず、不適正なサービス提供をおこなっていることが判明しても、緊急的な措置等の柔軟な対応がとれなかった。



不正な運営をしている指定サービス事業者を確認した場合に、緊急的に不適正なサービス提供に基づく介護報酬の請求を停止させるなど、**指定の全部又は一部の効力の停止**を行えるようになった。

参 考 条 文

○介護保険法（平成9年法律第123号）

（指定の取消し等）

第七十七条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定居宅サービス事業者に係る第四十一条第一項本文の指定を取り消し、**又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止**することができる。

一～十二 （略）

2 市町村は、保険給付に係る指定居宅サービスを行った指定居宅サービス事業者について、前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定に係る事業所の所在地の都道府県知事に**通知しなければならない**。

○介護サービス事業者指定の効力の停止について ②

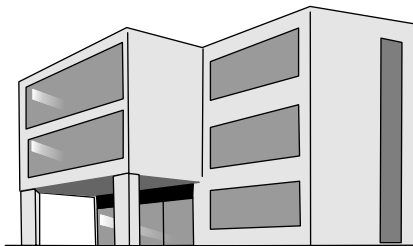
介護保険法に基づき期間を定めて指定の効力を停止した場合・・・（例：指定サービスの提供）

都道府県（指定権者）

※地域密着型サービスの場合、指定等については市町村



連携



市町村（保険者）

指定の効力の停止

※福祉系サービスに限る。

老人福祉法に基づく届出

老人福祉法に基づく指導・監督等

介護保険法に基づく指定申請

介護保険法に基づく指定・監督等

~~介護保険法に基づく保険給付（注）~~

介護サービス事業所・施設



~~介護保険給付対象
サービスとして利用~~

利用者

